附則第十八条の六第十五項第四号及び第八号中「第七条の三第二項」を「第七条の二の二第二項、第七条の三第一項」に、「及び第七条の十三」を「並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第十六項の表法第四十五条の二第一項第八号の項中「第四十五条の二第一項第九号」に改め、同条第三十一項第五号及び第十一号中「第四十六条の二の二第二項」の下に「、第四十六条の二の三第一項」を加え、「及び第四十八条の六」を「並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第三十三項の表法第三百十七条の二第一項第八号の項中「第三百十七条の二第一項第八号」を「第三百十七条の二第一項第九号」に改める。

附則第十八条の七第一項中「応じ」に改め、同条第三項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表法第三百十五条の項の次に次のように加える。

法第三百十五条	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（第三百十七条及び第三百十七条の二第一項第一号において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）

附則第十八条の七第六項の表法第三百十五条の項の次に次のように加える。

法第三百十五条第一号	山林所得金額	山林所得金額若しくは租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額

附則第十八条の七第六項の表第四十六条の二第二項の項中「以下」の下に「この節において」を加え、同表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項及び第四十八条の六の項中「第四十六条の二の二第二項」の下に「、第四十六条の二の三第一項」を加え、「及び第四十八条の六」を「並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ」に改める。

附則第十八条の七の二第七項第四号中「第七条の三第二項」を「第七条の二の二第二項、第七条の三第一項」に、「及び第七条の十三」を「並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第八項の表法第四十五条の二第一項第八号の項中「第四十五条の二第一項第八号」を「第四十五条の二第一項第九号」に改め、同条第十五項第五号中「第四十六条の二の二第二項」の下に「、第四十六条の二の三第一項」を加え、「及び第四十八条の六」を「並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第十七項の表法第三百十七条の二第一項第八号の項中「第三百十七条の二第一項第八号」を「第三百十七条の二第一項第九号」に改める。

附則第二十三条第一項中「第三十六条の八第一項第一号、第三十六条の九第一項第二号、第三十六条の十第一項第一号、第四十九条の十二第一項第一号、第四十九条の十三第一項第二号、第四十九条の十五第一項第一号」を「第三十六条の八第一項（第一号に係る部分に限る。）、第三十六条の九第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十六条の十第一項（第一号に係る部分に限る。）、第四十九条の十二第一項（第一号に係る部分に限る。）、第四十九条の十三第一項（第二号に係る部分に限る。）」に、「第五十四条の四十五第二項第二号」を「第五十四条の四十五第二項（第二号に係る部分に限る。）並びに附則第十一条第二十五項及び第二十六項並びに第十一条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）」に改める。

附則第二十七条の二の見出し中「の敷地」を削り、同条第一項中「の規定により法」を「又は第三項（同条第四項の規定により適用される場合を含む。）の規定により法」に、「第十一条の六第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）又は第四項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）」を「第十一条の七第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）又は第四項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）」に改め、「同条第二項の表」及び「同条第四項の表」の下に「法第四十五条の二第一項第一号の項」を加え、同条第二項中「附則第四十四条の二第二項」の下に「及び第四項」を加え、「同項」を「同条第二項に規定する居住の用に供することができなくなつた家屋又は同条第四項」に、「旧家屋」を「「居住不能家屋等」に改め、「同条第二項」の下に「又は第四項」を加え、同項ただし書中「旧家屋」を「居住不能家屋等」に改め、同条第三項中「附則第四十四条の二第四項（同条第五項）を「附則第四十四条の二第六項（同条第七項）に、「の規定により法」を「又は第八項（同条第九項の規定により適用される場合を含む。）」の規定により法」に、「第十一条の六第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）」を「第十一条の七第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）又は第四項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）」に改め、「同条第四項の表」及び「同条第八項の表」の下に「法第三百十七条の二第一項第一号の項」を加え、同条第四項中「附則第四十四条の二第五項」を「附則第四十四条の二第七項及び第九項」に、「同項」を「同条第七項に規定する居住の用に供することができなくなつた家屋又は同条第九項」に、「「旧家屋」を「「居住不能家屋等」に、「同条第五項」を「同条第七項又は第九項」に改め、同項ただし書中「旧家屋」を「居住不能家屋等」に改める。

附則第三十二条を次のように改める。

（東日本大震災に係る自動車税の環境性能割の特例の適用を受ける者の範囲等）

第三十二条　法附則第五十三条の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　被災自動車等（法附則第五十三条の二第一項に規定する被災自動車等をいう。第三号において同じ。）の所有者（法第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）

二　前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三　第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人（第三項第三号及び第四項第三号において「分割承継法人」という。）

2　法附則第五十三条の二第二項に規定する政令で定める自動車等は、次に掲げる同項に規定する自動車等とする。

一　自動車であつて、用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第十五条の規定により永久抹消登録がされたもの又は同法第十六条第二項の規定による届出がされたもの

二　法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のものであつて、用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第六十九条の二第一項の規定による届出がされたもの

3　法附則第五十三条の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十三条の二第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）